

防整技第12392号  
令和3年7月15日

各地方防衛局総務部長  
各地方防衛局調達部長  
帯広防衛支局長 殿  
熊本防衛支局長  
名護防衛事務所長

整備計画局施設技術管理官  
(公印省略)

港湾工事における週休2日制工事（現場非閉所型・交替制）の試行に係る  
工事費の補正、工事成績評定等について（通知）

標記について、港湾工事における週休2日制工事（現場非閉所型・交替制）の試行について（防整施第12370号。令和3年7月14日）別紙「港湾工事における週休2日制工事（現場非閉所型・交替制）の試行実施要領」の5及び7の整備計画局施設技術管理官の別に示す事項を別紙のとおり定めたので通知する。

添付書類：別紙

写送付先：大臣官房会計課長、整備計画局施設計画課長、整備計画局施設整備官、整備計画局提供施設計画官、人事教育局厚生課長、地方協力局総務課長、地方協力局環境政策課長、地方協力局在日米軍協力課長、防衛大学校総務部会計課長、防衛大学校総務部管理施設課長、防衛医科大学校事務局経理部経理課長、防衛医科大学校事務局経理部施設課長、防衛研究所企画部総務課長、統合幕僚監部総務部総務課長、陸上幕僚監部監理部会計課長、陸上幕僚監部防衛部施設課長、海上幕僚監部総務部経理課長、海上幕僚監部防衛部施設課長、航空幕僚監部総務部会計課長、航空幕僚監部防衛部施設課長、情報本部総務部会計課長、情報本部計画部事業計画課長、防衛監察本部総務課長、北海道防衛局管理部長、東北防衛局企画部長、北関東防衛局管理部長、南関東防衛局管理部長、近畿中部防衛局管理部長、中国四国防衛局企画部長、九州防衛局管理部長、沖縄防衛局管理部長、東海防衛支局長、防衛装備庁長官官房会計官

港湾工事における週休2日制工事（現場非閉所型・交替制）の試行に係る工事費の補正、工事成績評定等について

## 1 工事費の補正

### (1) 積算方法（発注者指定型の場合）

当初の予定価格から、休日率が28.5%以上の水準を満たすことを前提に、労務費を補正し工事費を積算する。

なお、工事完成時において、休日率の達成状況が28.5%に満たない場合は、補正分を減額して請負代金額の変更を行うものとする。

休日率の達成状況	労務費の補正係数	備考
4週8休以上	1.05	休日率28.5%(8日/28日)以上

### (2) 積算方法（受注者希望型の場合）

受注者が週休2日制工事（現場非閉所型・交替制）の実施を希望することを前提に、当初の予定価格から、休日率が28.5%以上の水準を満たした条件で、労務費を補正し工事費を積算する。

なお、契約後、受注者が週休2日制工事（現場非閉所型・交替制）の実施を希望しない場合には、補正した労務費分を減額し請負代金額の変更を行うものとする。受注者が週休2日制工事（現場非閉所型・交替制）を希望した場合、工事完成時において休日率の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合は、当初補正分を減額して請負代金額の変更を行うものとする。

休日率の達成状況	労務費の補正係数	備考
4週8休以上	1.05	休日率28.5%(8日/28日)以上

## 2 工事成績評定

港湾工事における週休2日制工事（現場非閉所型・交替制）に取り組み、4週8休以上の休日確保を達成した場合は、工事成績評定要領について（防整技第7160号.28.3.31）の施工体制及び施工状況について、港湾工事における週休2日制工事（現場非閉所型・交替制）の取り組み状況を適正に評価し加点するものとする。また、同要領「付紙第1」「属紙第1-1 考查項目別運用表（公共建築工事）」及び「付紙第5」「属紙第1-2 考查項目別運用表（土木工事）」の2. 施工状況Ⅱ. 工程管理その他については、評価対象とし加点し、理由欄には「週休2日制工事（現場非閉所型・交替制）の達成」を記入するものとする。

なお、港湾工事における週休2日制工事（現場非閉所型・交替制）に取り組み、4

週8休以上の休日の確保を達成できなかった場合は、評価対象とするが、加点は行わないものとする。

### 3 その他

#### (1) 工事特記仕様書への記載

工事特記仕様書には、次の内容を記載するものとする。

- 1 本工事は、現場代理人、技術者及び技能労働者が交替して休暇を取得することにより、週休2日を達成するよう工事を実施する「港湾工事における週休2日制工事（現場非閉所型・交替制）（○発注者指定型・○受注者希望型）」の試行対象工事である。
- 2 週休2日の考え方
  - (1) 現場施工期間において、現場代理人、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日確保を行ったと認められること（年末年始6日間と夏季休暇3日間は除く。）。
  - (2) 現場施工期間には、工事着手日から工事完成日までの期間のうち、工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。
  - (3) 4週8休以上の休日確保とは、現場施工期間内に連続して1ヵ月以上現場に従事した現場代理人、技術者及び技能労働者の平均休日日数の割合（以下「休日率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。  
なお、降雨、荒天等による予定外の休日についても、休日日数に含めるものとする。
- 3 休日取得計画書  
受注者は、工事着手の1週間前までに、工事着手後3か月間内に現場に従事する現場代理人、技術者及び技能労働者の休日率が確認できる「休日取得計画書」を作成・提出し、監督官の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。また、受注者は、工事施工時は3か月ごとに、今後3か月間の「休日取得計画書」を監督官に提出するものとする。
- 4 休日取得実績報告書  
受注者は、毎月末「休日取得実績報告書」を作成し、現場施工期間内の休日率を確認のうえ、翌月10日までに監督官へ提出するものとする。また、工事完成時は速やかに「休日取得実績報告書」を監督官に提出するものとする。

○5 休日率の達成状況及び精査

○(1) 発注者指定型の場合

休日率の達成状況が4週8休に満たない場合は、請負代金額の労務費の補正分を減額して請負代金額の変更を行うものとする。

○(2) 受注者希望型の場合

休日率の達成状況が4週8休に満たない場合は、請負代金額の労務費の補正分を減額して請負代金額の変更を行うものとする。

なお、週休2日制を希望しない場合についても同様に請負代金額のうち労務費の補正分を減額して請負代金額の変更を行うものとする。

○6 アンケート

試行対象工事においては、港湾工事における週休2日（現場非閉所型・交替制）の達成状況や達成できなかった場合の要因を把握するため、別途アンケート調査を行うので協力するものとする。（港湾工事における週休2日（現場非閉所型・交替制）の実施を希望しない受注者については、希望しない理由を把握する。）

(2) 疑義等

本通知に関する疑義等については、整備計画局施設技術管理官付（土木技術班）と協議するものとする。